

龍ヶ崎地方衛生組合 第2次地球温暖化防止実行計画

平成21年3月

龍ヶ崎地方衛生組合

はじめに

今世紀最も重要な環境問題の一つと言われている地球温暖化問題は、私たちの通常の事業活動や日常生活に起因しており、その背景には、大量生産、大量消費、そして大量廃棄型の社会経済活動や生活様式があります。その解決のためには、必要以上に資源やエネルギーを消費するライフスタイルを見直し、環境への負荷が少なく持続的な成長が可能な循環型への転換を図っていく必要があります。

平成19（2007）年2月に、IPCC（気候変動に関する政府間パネル）第4次評価報告書第1作業部会報告書が公表され、人為起源の温室効果ガスの増加が温暖化の原因としてほぼ断定されるとともに、10年当たりで0.2℃の上昇が予測されています。そのような状況の中で、本組合でも事業者・消費者として、地球温暖化問題をはじめとする環境に配慮した取組みを実践していくことにより、事業者及び住民に配慮した行動を推進することが重要となっている。

本組合では、平成10（1998）年に「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、平成14（2002）年に「龍ヶ崎地方衛生組合地球温暖化防止実行計画書」を策定し、温室効果ガスの排出削減に積極的に取り組むことにした。その計画書の中で、対象とする事務・事業の範囲を事務的事业を本計画の対象としたが、平成17年度に老朽化による100kℓ/日施設の解体が行なわれ、100Vの電気使用量の算出が困難になり、対象とする事務・事業の範囲を本組合事業全般と見直した。

本計画の結果、平成19（2007）年度の排出量は4,650t-CO₂となり、基準年度である平成14年度の排出量に比べ17%削減されました（削減量は896t-CO₂）。対象とする事務・事業の範囲を事業全般と見直し、投入量が毎年3%減少する中で、温室効果ガスの排出量の99.6%を占める電力量で19%、A重油で14%の減少は、目標達成に値する。

平成9（1997）年に京都市で開催された「気候変動に関する国際連合枠組条約第3回締約国会議（COP3）」において、先進国における温室効果ガス排出量を基準として、平成20（2008）年から平成24（2012）年までの第一約束期間内に6%削減する目標を世界に公約しました。

これらの一連の流れの中で、平成14（2002）年に温暖化対策推進法は改正され、実行計画に関して、地方公共団体は、京都議定書目標達成計画に即して、温室効果ガスの排出の削減等のための措置に関する計画を策定するものとされました。それに当たり、計画を改訂し、これまでの取り組みとその結果に甘んじることなく、第1次実行計画を引き継ぎ、さらに発展させた新しい計画として「龍ヶ崎地方衛生組合第2次地球温暖化防止実行計画」を策定するものです。

目 次

1. 旧計画の評価と課題	1
1-1 旧計画の概要	1
1-2 削減目標に係る目標達成の状況	1
2. 計画の基本的事項	2
2-1 計画の目的	2
2-2 計画の基本的な考え方	2
2-3 計画の期間・基準年度	2
2-4 対象とする事務・事業の範囲	2
2-5 新たな施設の取扱いについて	2
3. 温室効果ガスの現況	3
3-1 温室効果ガスの要因となる燃料使用量	3
3-2 本組合の事務・事業から排出される温室効果ガスの種類と排出量	3
3-3 取組みの基本的な考え方	5
4. 温室効果ガスの排出抑制の取組み	6
4-1 温室効果ガス削減目標の考え方	6
4-2 温室効果ガスの削減目標値の設定	6
5. 各燃料別使用量の削減に向けた取組み	6
5-1 ガソリン燃料使用量の削減	6
5-2 電気使用量の削減	8
5-3 A重油・灯油燃料使用量の削減	9
5-4 プロパンガス燃料使用量の削減	11
6. 環境負荷の低減に資する対策	13
6-1 取組みの基本的な考え方	13
6-2 環境負荷低減に資する取組み	13
7. 温室効果ガス吸収源対策等の推進	19
7-1 取組みの基本的な考え方	19
7-2 主な取組み	19
8. 計画の推進体制	20
8-1 計画の進行管理	20
8-2 計画の推進・点検体制	20
8-3 実施状況の点検	20
8-4 計画の見直し	21

1. 旧計画の評価と課題

1-1 旧計画の概要

(1) 計画期間

平成15年度から平成19年度までの5年間（基準年度 平成14年度）

(2) 対象となる事務・事業

本組合の事務的・事業的を対象とする。

（途中、本組合事業全般を対象とする。）

(3) 対象となる温室効果ガス

温室効果ガスの4物質（二酸化炭素・メタン・一酸化二窒素・ハイドロフルオロカーボン）

(4) 目標設定の対象とする温室効果ガス及び目標設定の項目

二酸化炭素を対象とし、その主な排出要因である電気の使用、A重油の使用、冷暖房機器や公用車等に係る燃料の使用を削減目標の項目とした。

1-2 削減目標に係る目標達成の状況

削減目標に係る目標達成状況は、表1のとおりです。

本組合の事務・事業全般における電気・燃料の使用、A重油の使用、冷暖房機器や公用車等の燃料の使用に伴い発生する二酸化炭素の総排出量は4,650 t-CO₂でした。目標の平成14年度比10%の削減に対し896 t-CO₂（16.1%）の減少となり、目標値を6.1%上回りました。

主な減少の要因は、全体の温室効果ガスの排出量の99.6%を占める電力量で19%と、A重油で14%の減少したことによるものです。

表1 削減目標に係る目標達成の状況（平成19年度二酸化炭素排出量）

（t-CO₂）

H14年度排出量 （基準年度）	H19年度排出量	目標達成状況 （目標に対する増減率）
5,546	4,650	16.1%減

2. 計画の基本的事項

2-1 計画の目的

本組合は、構成市町村の生活環境と公衆衛生の向上を目的とした環境型事業所であり、地球規模の環境問題となっている、地球温暖化については、率先して実行し、地球環境への負荷低減を図ります。

また、大量の石油資源や電力を消費する消費者として、自らの事務・事業から発生する温室効果ガスの排出量を抑制し、「地球温暖化対策の推進に関する法律」等に基づく計画を策定し、地球環境保全に向けた行動計画を推進することを目的とする。

2-2 計画の基本的な考え方

本計画は、地球温暖化に配慮した組合の事務・事業活動を推進するための具体的な手段及び推進体制を定め、それに基づき温室効果ガスを削減することにより地球温暖化対策を推進するとともに、持続的発展が可能な社会の構築を目指すものである。

2-3 計画の期間・基準年度

本計画の期間は、平成21年度から、京都議定書の目標達成期間である平成20年度から平成24年度までの5年間との整合を図るため、平成24年度までの4年間とし、基準年度を平成19年度とします。

2-4 対象とする事務・事業の範囲

本計画における対象範囲は、組合全施設における事務・事業とします。

なお、外部への委託等により実施するもので、温室効果ガスの排出の抑制等の措置が可能なものについては、受託者等に対して排出抑制に必要なの措置を講じるよう要請するものとします。

2-5 新たな施設の取扱いについて

平成19年度以降、新たに開設する施設の取扱いについては、温室効果ガスの基準排出量を平成19年度と定めていることから、本計画の削減目標値には含まないものとします。

しかし、この計画は、組合の事務・事業全てを対象としていることから、新たに開設する施設についても、計画に定められる取り組み事項に準じて取り組んでいくこととします。

3. 温室効果ガスの現況

3-1 温室効果ガスの要因となる燃料使用量

平成19年度の本組合の事務・事業に伴う温室効果ガスの要因となる燃料使用量及び公用車の走行量は、以下のとおりです。

表2 平成19年度の燃料使用量一覧

燃料名	単位	使用量
ガソリン	ℓ	2,308
軽油	ℓ	36
電気	kwh	4,339,056
灯油	ℓ	4,662
A重油	ℓ	820,830
プロパンガス	kg	150

表3 平成19年度の公用車の走行距離

公用車の走行	単位	走行距離
ガソリン車	km	23,404
軽油車	km	935

3-2 本組合の事務・事業から排出される温室効果ガスの種類と排出量

対象施設における燃料使用量に基づき、本組合の施設等に伴う事務・事業から排出される温室効果ガスの排出量を以下のとおり算出しました。

また、組合の施設等における事務・事業から排出される温室効果ガスは、二酸化炭素(CO₂)・メタン(CH₄)・一酸化二窒素(N₂O)・ハイドロフルオロカーボン(HFC)の4種類です。

なお、温室効果ガス排出量の算定に用いる係数は最新のものを使用し、今後、新しい係数が定められたら、その係数を使用することとします。

表4 平成19年度の温室効果ガス排出量一覧

燃料名	温室効果ガス名	排出量 (kg-CO ₂)	割合
ガソリン	二酸化炭素 (CO ₂)	5,359.176	0.12%
軽油	二酸化炭素 (CO ₂)	94.284	0.00%
電気	二酸化炭素 (CO ₂)	2,408,176.080	51.79%
灯油	二酸化炭素 (CO ₂)	11,603.718	0.25%
A重油	二酸化炭素 (CO ₂)	2,224,449.300	47.84%
プロパンガス	二酸化炭素 (CO ₂)	450.000	0.01%
小 計		4,650,132.558	100%

表5 温室効果ガス排出量の算定に用いる排出係数

燃料名	排出係数
ガソリン	2.32 kg-CO ₂ /ℓ
軽油	2.62 kg-CO ₂ /ℓ
電気	0.555 kg-CO ₂ /kwh
A重油	2.71 kg-CO ₂ /ℓ
灯油	2.49 kg-CO ₂ /ℓ
プロパンガス	3.00 kg-CO ₂ /m ³

図1 平成19年度の温室効果ガス排出量内訳

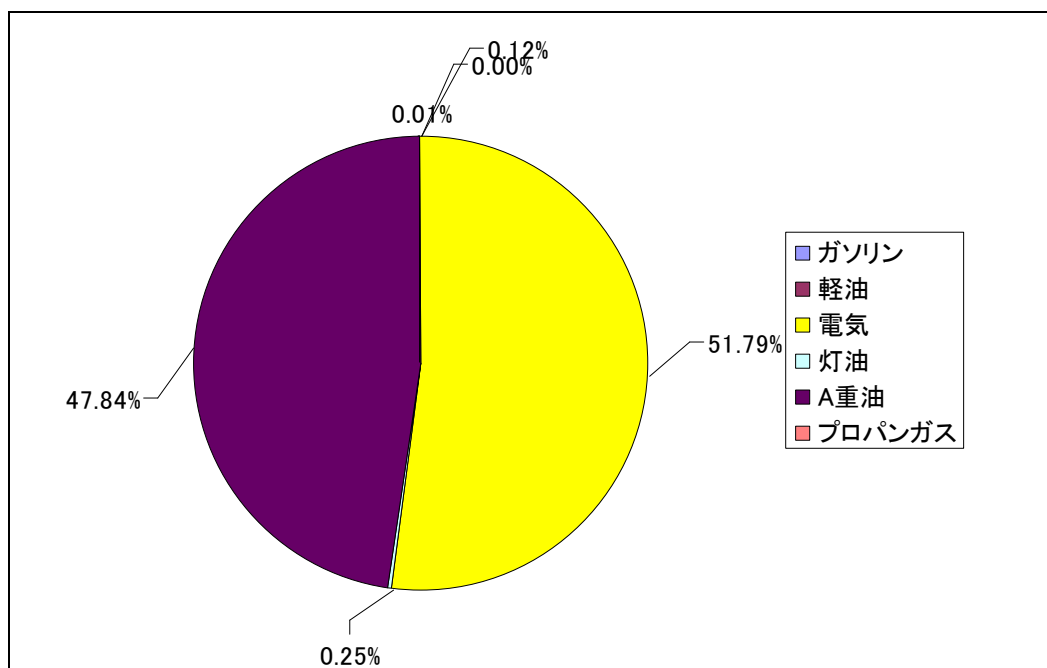


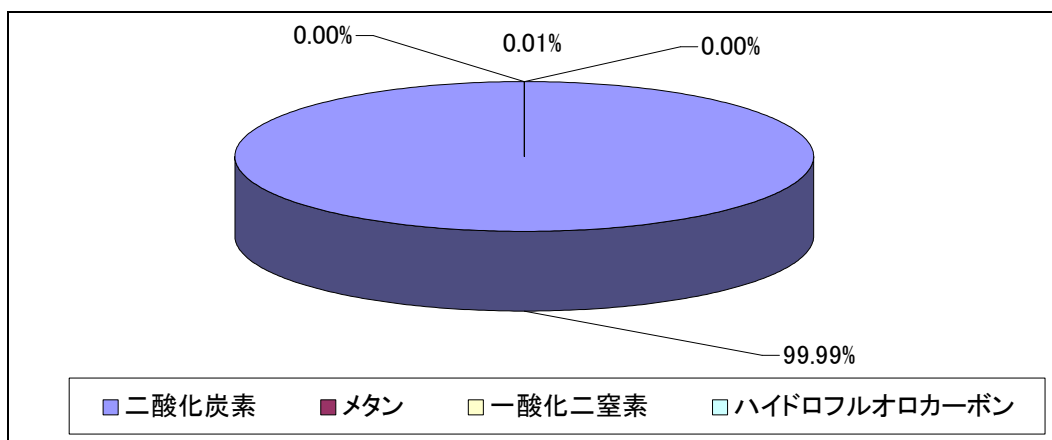
表6 公用車の走行及び含まれる温室効果ガス排出量一覧

用途	温室効果ガス名	排出量 (kg-CO ₂)
公用車の走行による 温室効果ガス排出量	メタン (CH ₄)	0.241
	一酸化二窒素 (N ₂ O)	0.655
公用車に含まれる量	ハイドロフルオロカーボン (HFC)	0.000
小 計 (kg-CO ₂)		0.896

表7 温室効果ガス排出量の総量

温室効果ガス名	排出量 (kg-CO ₂)	割合
二酸化炭素 (CO ₂)	4,650,132.558	99.999%
メタン (CH ₄)	0.241	0.000%
一酸化二窒素 (N ₂ O)	0.655	0.001%
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	0.000	0.000%
合 計 (kg-CO ₂)	4,650,133.454	100%

図2 平成19年度の温室効果ガス排出量内訳



3-3 取組みの基本的な考え方

本組合の温室効果ガス削減に向けた取組みは、排出割合の約100%を占める二酸化炭素の削減に向けた取組みが重要です。

また、削減に向けた取組みとしては、第一に「職員の自覚と努力による取組み」、第二に「業務改善による取組み」、第三に「施設・設備の改善による取組み」の順で考え、対策を進めることとします。

4. 温室効果ガスの排出抑制の取組み

4-1 温室効果ガス削減目標の考え方

本組合の事務・事業の実施に伴う温室効果ガス削減に当たっては、それぞれの特性に応じて効果的に排出抑制に向けた取組みを推進していくことが必要です。

このため、本計画における温室効果ガスの排出量に関する削減目標は、基準年度における事務・事業において削減が可能な取組みを前提として設定することとします。

なお、その他の取組みについては、可能な限り温室効果ガス削減のための措置を講ずるとともに、将来の排出量の予測を含めた削減目標の設定のあり方について検討を進めることとします。

4-2 温室効果ガスの削減目標値の設定

(1) 温室効果ガス総排出量の削減目標値

**平成24年度までに温室効果ガス総排出量を
平成19年度比で10%削減します**

(2) 削減目標値の根拠

本計画における温室効果ガスの削減目標値については、第1次実行計画に基づき、各燃料別使用量の削減に向けた取組みを推進してきたことから、新たに実効性のある二酸化炭素の削減量を目標値として定めています。

5. 各燃料別使用量の削減に向けた取組み

5-1 ガソリン燃料使用量の削減

① ガソリン燃料使用量の削減目標値

ガソリン燃料使用量を10%削減します

② 現況と課題

平成19年度のガソリン使用量は2,308ℓ、軽油使用量は36ℓであり、これに伴う二酸化炭素の排出量はガソリンが5,359kg-CO₂、軽油が94kg-CO₂であり、この排出量は施設全体の二酸化炭素排出量の約0.12%に相当します。

ガソリン燃料の用途としては、公用車及びフォークリフト、若干ですが、草刈り機の混合油として使用されています。

軽油燃料の用途としては、公用車の使用が100%です。なお、20年度において、軽油燃料の公用車がガソリン燃料の公用車に更新されたため、削減目標の項目から除くこととする。

また、公用車の走行により、二酸化炭素が排出される他、一酸化二窒素・メタンが排出され、カーエアコンからハイドロフルオロカーボンが排出され、対策を講じる必要があります。

③ 削減に向けた取組み

1：職員の自覚と努力による取組み

- ・ 公用車の出発前の暖気運転を必要最小限に努めます。
- ・ 公用車及びフォークリフトの停車時等の不要なアイドリングを行わないよう努めます。
- ・ 公用車の急発進・急加速の抑えて、エコ・ドライブに努めます。
- ・ 無駄な荷物を積まない。
- ・ 移動時間に余裕をもたせ、経済速度を厳守します。

2：業務の改善による取組み

- ・ 公用車の集中管理により、公用車の適正管理を推進します。
- ・ タイヤ空気圧の調整及び黒煙の排出状況の点検等、車両の適正管理に努めます。
- ・ 公用車の同一方面への相乗りを奨励します。
- ・ 公用車走行ルート合理化に努めます。
- ・ 移動距離にあった、車両の選定に努めます。

3：施設・設備の改善による取組み

- ・ 公用車の購入に当たっては、環境への負荷の少ないハイブリッド車・天然ガス車等の低公害車及び低排出ガス車の計画的な導入を推進し、必要最小限の大きさの車種選定に努めます。

5-2 電気使用量の削減

① 電気使用量の削減目標値

電気使用量を10%削減します

② 現況と課題

平成19年度の電気使用量は、4,339,056kwhであり、これに伴う二酸化炭素の排出量は2,408,176kg-CO₂で、この排出量は本組合の施設全体の二酸化炭素排出量の51.8%を占め、最も多くの二酸化炭素を排出しています。電気使用の用途としては、施設の各種機械等用の動力としての使用が多い他、冷暖房・照明・OA機器等の動力としても使用されており、その用途は多種多様です。

使用量の削減に向けては、施設の各種機械をはじめ冷暖房機器・照明・OA機器等に関する省エネルギーの推進についての取組みが重要です。

③ 削減に向けた取組み

1：職員の自覚と努力による取組み

- ・昼休み時間中の消灯を更に推進します。
- ・各種電気機器等の適切なスイッチ管理に努め、省電力モード等の積極的な活用を推進します。
特に、昼休み時は原則として、必要な部分を除きパソコン・プリンターの電源OFFを推進します。
- ・冷房機器の使用時の室温は28℃、暖房機器の使用時の室温は20℃を目標に過度にならないよう適切な調整に努める。
特に、夏期・冬季における日常業務において、省エネファッションを推進します。
- ・窓際のブラインド等の活用による空調効果の向上に努めます。
- ・窓際等十分に明るさが確保できる場所については、照明の消灯に努める
- ・冷暖房機器の適正な管理（フィルターの清掃等）を行いエネルギーのロスを無くします。
- ・残業時の不必要な部分の消灯を推進します。
- ・冷暖房吹出口、吸込口周辺の整理整頓に努めます。

2：業務の改善による取組み

- ・機械設備の運転管理方法の見直しを推進します。
- ・照明の点灯状況の確認を行い、不用な照明を間引くか消灯を推進します。
- ・業務を見直し、残業の削減に努めます。

3：施設・設備の改善による取組み

- ・照明機器・OA機器・空調機器等の電気機器の購入に当たっては、エネルギー消費効率の高い及び省エネルギー型機器(国際エネルギースターロゴ及び省エネラベルの入った製品等)の優先的購入を推進します。
- ・規模・用途に応じた自然エネルギー(太陽光発電等)及びコージェネレーション等のエネルギー使用の合理化が図られる設備の活用を努めます。
- ・照明スイッチの細分化による省エネルギーの推進に努めます。
- ・二重窓、副層ガラス、断熱材等の使用を推進し、施設の断熱型構造の強化に努めます。
- ・機械動力への省エネルギー型モーターの導入に努めます。
- ・深夜電力利用機器の導入

5-3 A重油・灯油燃料使用量の削減

① 削減目標値

ア A重油

A重油燃料使用量を10%削減します

イ 灯油

灯油燃料使用量を7%削減します

② 現況と課題

ア A重油

平成19年度のA重油使用量は、820,830ℓであり、これに伴う二酸化炭素排出量は2,224,339kg-CO₂です。この排出量は、本組合の施設全体の二酸化炭素排出量の47.8%を占め、電気に次ぐ排出量であり、その主な用途は、汚泥乾燥設備及び焼却炉

の燃料に使用されています。使用時期については、通年を通して使用されています。

使用量削減には、効率的な運転管理の推進が重要です。

イ 灯油

平成19年度の灯油使用量は、4,662ℓであり、これに伴う二酸化炭素排出量は11,604kg-CO₂です。この排出量は、本組合の施設全体の二酸化炭素排出量の0.3%に相当し、その主な用途としては、管理棟のボイラー燃料としての利用が多く、使用時期については11月から3月の冬期間の暖房による燃料使用です。

③ 削減に向けた取り組み

1：職員の自覚と努力による取り組み

- ・冷房機器の使用時の室温は28℃、暖房機器の使用時の室温は20℃を目標に過度にならないよう適切な調整に努めます。
特に、夏期・冬季における日常業務において、省エネファッションを推進します。
- ・窓際のブラインド等の活用による空調効果の向上に努めます。
- ・冷暖房吹出口、吸込口周辺の整理整頓に努めます。

2：業務の改善による取り組み

- ・集中管理による冷房機器の使用時の室温は28℃、暖房機器の使用時の室温は20℃を目標に過度にならないよう適切な調整に努めます。
- ・ボイラー等エネルギー供給設備の適正な運転管理に努めます。
- ・機器の点検による効率的なエネルギー使用に努めます。

3：施設・設備の改善による取り組み

- ・省エネルギー型ボイラーの導入に努めます。
- ・窓ガラスの複層化、エアカーテンの設置等による断熱構造の向上に努めます。
- ・機械換気設備、給湯設備改善においては、省エネルギーに配慮した改善に努めます。

5-4 プロパンガス燃料使用量の削減

① プロパンガス燃料使用量の削減目標値

プロパンガス燃料使用量を5%削減します

② 現況と課題

平成19年度のプロパンガス使用量は、約150kgであり、これに伴う二酸化炭素排出量は、450kg-CO₂です。その用途は、給湯機器の燃料として使用されています。

使用量の削減に向けては、給湯設備の適正な管理と省エネルギーへの取組みが重要です。

③ 削減に向けた取組み

1：職員の自覚と努力による取組み

- ・給湯機器の適正な温度設定に努めます。
- ・プロパンガス使用後の種火の止栓に努めます。

2：業務の改善による取組み

- ・ボイラー等エネルギー供給設備の適正な運転管理に努めます。
- ・機器の点検による効率的なエネルギー使用に努めます。

3：施設・設備の改善による取組み

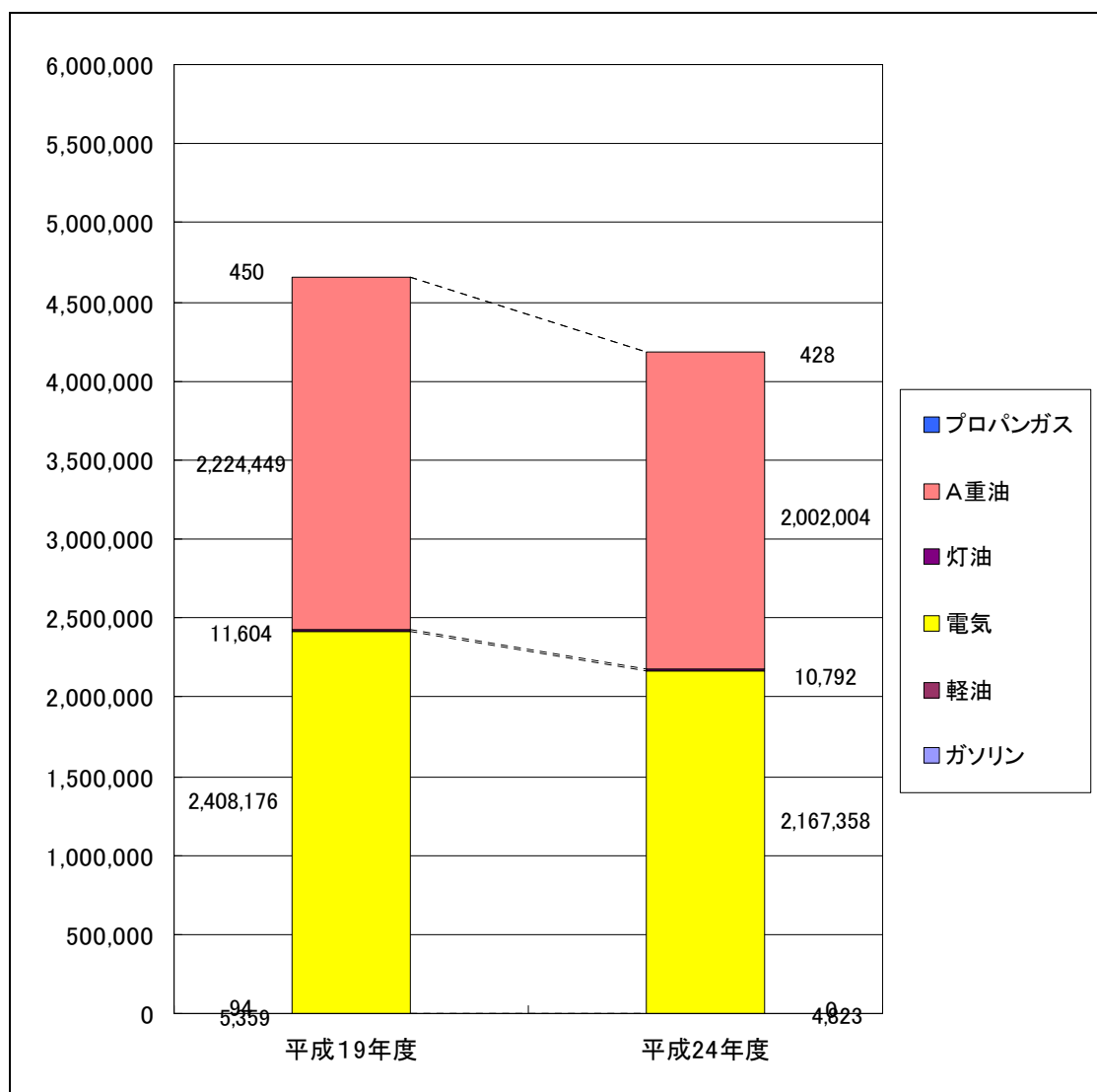
- ・省エネルギー型ボイラーの導入を推進します。
- ・給湯設備改善においては、省エネルギーに配慮した改善に努めます。

表 8 二酸化炭素削減目標値一覧

(単位：kg-CO₂)

燃料名	平成19年度	削減目標値	削減量	平成24年度
ガソリン	5,359	10%削減	536	4,823
軽油	94	100%削減	94	0
電気	2,408,176	10%削減	240,818	2,167,358
灯油	11,604	7%削減	812	10,792
A重油	2,224,449	10%削減	222,445	2,002,004
プロパンガス	450	5%削減	22	428
合計	4,650,132	10%削減	464,727	4,185,405

図 3 二酸化炭素削減目標図



6. 環境負荷の低減に資する対策

6-1 取組みの基本的な考え方

本計画の対象施設において、廃棄物の削減・リサイクルの推進、コピー用紙購入量の削減、上水道使用量の削減等、環境負荷の側面から低減に資する取組みを推進するにあたり、温室効果ガスの排出抑制対策同様、第一に「職員の自覚と努力による取組み」、第二に「業務改善による取組み」、第三に「施設・設備の改善による取組み」の順で考え、対策を進めます。

6-2 環境負荷低減に資する取組み

(1) 廃棄物の削減及びリサイクルの推進に関する取組み

① 廃棄物の削減・リサイクルの推進の行動目標

廃棄物・資源物の分別を徹底します

② 現況と課題

廃棄物の排出量及び資源物の回収量の記録がなく現状把握が出来ないため、削減目標値を設定するのではなく、行動目標を定めます。

今後、更に徹底した廃棄物の分別によるリサイクルをより推進し、循環型の形成を目指し、廃棄物の減量に努めることが重要です。

また、使い捨て製品の購入自粛及び再生可能な製品の優先的な購入等も重要です。

③ 削減に向けた取組み

1：職員の自覚と努力による取組み

- ・ 廃棄物の分別を更に徹底し、リサイクルを推進します。
- ・ 備品、事務用品等の長期間使用に努めます。

2：業務の改善による取組み

- ・ 使い捨て製品の購入及び使用の自粛を推進します。
- ・ 詰め替え可能な製品の利用を推進します。
- ・ シュレッダーごみのリサイクル化に努めます。
- ・ リサイクル可能な製品を優先的に購入します。

3：施設・設備の改善による取組み

- ・生ごみ処理堆肥化処理機の導入による減量を推進します。

(2) コピー用紙等紙類の削減に関する取組み

① コピー用紙等紙類の削減目標値

コピー用紙等紙類の購入量を10%削減します

② 現況と課題

平成19年度のコピー用紙使用量の総数は、32,724枚です。

コピー用紙の使用増加は製造過程でのエネルギー消費の増大につながることから、資料の簡素化、用紙類の有効利用に努めることが重要です。

③ 削減に向けた取組み

1：職員の自覚と努力による取組み

- ・使用済み用紙（ミスコピー等）の裏面利用に努めます。
- ・リユースボックスを活用し、裏面利用に努めます。
- ・コピー機使用後は、必ず「リセット」を押すよう心がけます。
- ・パソコンの印刷プレビュー等の画面を確認してからの印刷開始に努めます。

2：業務の改善による取組み

- ・特別な用途を除き、原則として両面コピー・両面印刷とします。
- ・会議資料や事務資料の削減、文書の共有化を更に推進します。

3：施設・設備の改善による取組み

- ・電子メールや庁内LANの活用等によりペーパーレス化を推進します。

(3) 物品購入にあたっての環境配慮に関する取組み（グリーン購入の推進）

① 現状と課題

持続的発展が可能な社会の構築を図るため、環境物品等の調達を目的とした「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律（グリーン購入法）」が、平成13年1月6日より施行され、同法第10条（地方公

共団体による環境物品等の調達（の推進）が同年4月1日に施行されました。この法律において、地方公共団体には、環境物品の調達方針の作成及び方針に基づく、環境物品調達の推進についての努力義務が定められています。

本計画においても、物品等の購入にあたっての判断及び基準等のリストを作成し、環境負荷のより少ない物品等の選択に努めます。

② 物品等の購入にあたっての判断基準

ア 自動車

品 目	購入にあたっての基準等
低公害車	電気自動車，天然ガス車，メタノール車，又はハイブリッド車の導入を推進します。
低排出ガス車	国土交通省の低排出車の認定を受けた車種を購入します。
その他	排気量の同じ車種を選定する場合は，低燃費に優れた車種を購入します。

イ 電気製品等

【共通配慮事項】

- 1) 省エネルギー型の機器を購入します。
- 2) 分解が容易であるなど，部品の再使用や素材の再利用が容易になるような設計がなされていることとします。
- 3) 再生プラスチック材や長期使用された製品からの再使用部品が多く使用されていることとします。
- 4) 製品の包装は，再生利用の容易さ，廃棄時の負荷低減に配慮されていることとします。

(各品目)

品 目	購入にあたっての基準等
パソコン・コピー機・ 印刷機・プリンター・ ファクシミリ	① 国際エネルギースタープログラムマークの ついた機器を購入します。 ② 古紙配合率100%配合の再生紙に対応可 能であることとします。 ③ コピー機・印刷機の高速両面印刷機器であ ることとします。 ④ 使用済みトナーカーリッジの回収及び再使 用又は再生利用システムがあり，再使用又は 再生利用されない部分については適正処分さ れるシステムがあることとします。
電気冷蔵庫等（冷蔵 庫，冷凍庫，冷凍冷蔵 庫）	① 省エネラベルのついた機器を購入します。 ② 冷媒及び断熱材発泡剤に地球温暖化影響の 小さい物質が使用されていることとします。
冷暖房機器	① 省エネラベルのついた機器を購入します。 ② 冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用され ていないこととします。

ウ 照明器具

品 目	購入にあたっての基準等
蛍光灯・蛍光管	① 省電力型器具であることとします。 ② 水銀封入量が少なく定格寿命の長い機種を 購入することとします。

エ 紙 類

【共通配慮事項】

- 1) 製品の包装は，再生利用の容易さ，焼却処理時の負荷低減に
配慮されていることとします。
- 2) エコマーク及び再生紙使用マークのあるものを使用します。

(各品目)

品 目	購入にあたっての基準等
コピー用紙	古紙配合率100%かつ白色度70%程度以下であることとします。
OA用紙 (フォーム用紙等)	古紙配合率70%以上かつ白色度70%程度以下であることとします。
衛生用紙 (トイレットペーパー)	古紙配合率100%であることとします。

オ 印刷物

品 目	購入にあたっての基準等
パンフレット類	古紙配合率70%以上であることとします。
その他(広報紙等)	古紙配合率50%以上であることとします。
報告書類	本文・表紙とも古紙配合率70%以上かつ白色度70%程度であることとします。

カ 文具類

【判断基準】

- 1) エコマークやグリーンマーク等の環境ラベリング対象商品やこれと同等のものを購入します。
プラスチックの場合については、再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていることとします。
- 2) 木質については、間伐材などの木材が使用されていることとします。
- 3) 紙の場合については、紙の原料は古紙配合率50%以上であることとします。

【配慮事項】

- 1) 製品の包装は、再生利用の容易さ、焼却処理時の負荷低減に配慮されていることとします。

キ 事務機器類（机・いす等）

【判断基準】

- 1) プラスチックの場合については、再生プラスチックがプラスチック重量の10%以上使用されていることとします。
- 2) 木質については、間伐材などの木材が使用されていることとします。

【配慮事項】

- 1) 修理や部品交換が可能であるなど、長期の使用が可能な設計又は分解が容易であるなど、部品の再使用や素材の再生利用が容易になるような設計がなされていることとします。
- 2) 製品の包装は、再生利用の容易さ、焼却処理時の負荷低減に配慮されていることとします。

(4) 本組合の新增設に当たっての環境への配慮

① 基本的な考え

施設の新設・増設や改修等に際しては、温室効果ガスの削減に資する最新の技術等を取り入れることとし、太陽光発電等の新エネルギーの導入、高効率の照明器具・空調システムなどエネルギーの効率的利用を図り、省エネ・環境に配慮した施設として整備します。

② 主な取組み

ア 省エネルギー及び省資源型施設の整備促進

- ・太陽光発電等の新エネルギーの導入等に努めます。
- ・コージェネレーションシステム等のエネルギー使用の合理化が図られる設備の導入に努めます。
- ・深夜電力利用機器の導入を推進し、深夜電力の活用に努めます。
- ・省エネルギー型の照明機器、空調機器の運転制御設備等の省エネ・省資源型機器の導入を図るとともに、適正管理に努めます。
- ・雨水貯留タンク等の雨水利用設備の導入を図るとともに、建設物からの排水の再利用を推進します。
- ・二重窓、複層ガラス、断熱材の積極的な導入を図り、建設物の断熱性の向上に努めます。

- イ 廃棄・排出物質等の適正な管理及び処理
 - ・大気汚染物質や水質汚濁物質の適正な管理及び排出量の削減に努めます。
 - ・建設汚泥，建設発生木材等の適正な処理を行います。

- ウ 建設副産物等の再利用の促進
 - ・建設副産物を発生させない計画設計及び工法を採用し，搬出抑制の徹底を図ります。
 - ・建設発生土の利用促進のため，土砂利用型工事では，建設発生土利用に努めます。
 - ・アスファルト・コンクリート塊のリサイクルに努めます。

- エ 環境負荷の少ない資材の使用等
 - ・再生品等環境負荷の少ない資材を積極的に活用します。
 - ・熱帯材を用いた型枠の使用を削減します。

7. 温室効果ガス吸収源対策等の推進

7-1 取組みの基本的な考え方

緑化の推進は，自然環境保全や地球温暖化防止の観点からも重要であり，二酸化炭素の吸収源対策として積極的な取組みが求められています。

また，「京都議定書」の第3条第4項の対象である「植生回復」として，森林経営による獲得吸収量の上限值とは別枠で，吸収量を計上することが可能としています。

このため，本組合では各施策を展開することにより，緑化の推進を促進します。

7-2 主な取組み

本組合の温室効果ガス吸収源対策等に関する取組みを抜粋します。

温室効果ガス吸収源対策等の推進

温室効果ガス吸収源対策等を推進するものとして，次のような施策に取り組めます。

- ・シンボル性の高い樹木等の確保
- ・隣接する公共施設や公園・街路等の緑空間との連続性の確保
- ・人と車の分離やスムーズな人の流れの確保など，機能の向上に繋がる緑化空間の整備
- ・花壇や緑陰広場等来庁者のためのサービス空間の整備等

8. 計画の推進体制

8-1 計画の進行管理

本計画の推進に当たっては，既存の「龍ヶ崎地方衛生組合地球温暖化防止実行計画策定委員会」を中心に，環境マネージメントシステムの運用に準じるものとしします。

計画の進行においては，職員一人一人の環境保全意識を高めながら，環境保全に向けた取組みを実践していきます。

8-2 計画の推進・点検体制

(1) 推進体制

事務局長を委員長とする「龍ヶ崎地方衛生組合地球温暖化防止実行計画策定委員会」を頂点とした計画の推進・点検体制を構築します。

(2) 推進の方法

計画は，職員全員の参加を図るため，原則としてそれぞれの課及び係等ごとに話し合っ，それぞれの実情に合わせて，最も適した方法で進めていくこととしします。

8-3 実施状況の点検

(1) 点検の方法

① 燃料使用量の現況把握

対象施設においては，四半期ごとに，3ヶ月分の電気等の燃料使用量等を1ヶ月ごと集計し，統括責任者へ報告するものとしします。

② 各課及び係等においても，四半期ごとに，3ヶ月分の計画に定められている取組み状況を1ヶ月ごと集計し，統括責任者へ報告するものとしします。

8-4 計画の見直し

本計画は、温室効果ガス排出抑制技術の進歩及び排出削減目標の達成状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行なうこととします。

また、取組みを推進していくうえで、目標達成がされていない場合には、本計画の削減目標に照らして評価し、取組みの見直しを図るとともに、目標が達成されている場合についても、さらに取組みを推進していくものとしてします。

龍ヶ崎地方衛生組合地球温暖化防止実行計画策定委員会名簿

役 職 名	職 氏 名
委 員 長	事務局長
副 委 員 長	総務課 財務係長 根本雅司
委 員	施設課 施設管理係長 小林義弘
	総務課 総務係長 杉山晃
	総務課 主幹 木村哲
	施設課 主幹 坂本辰蔵
	施設課 主幹 倉上直人
	施設課 主事 浅野大樹

別紙

龍ヶ崎地方衛生組合地球温暖化防止実行計画要領

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要領は、「地球温暖化対策の推進に関する法律（平成17年法律第93条）第21条」の規定に基づき、龍ヶ崎地方衛生組合地球温暖化防止実行計画（以下「計画」という。）の策定及び推進等に関して、必要な事項を定める。

(対象範囲)

第2条 計画の対象範囲は、本組合の事務事業のうち地球温暖化物質の排出の原因となる全てのものをいう。

(計画の期間)

第3条 計画の実施期間は、平成21年4月1日から平成25年3月31日までの4年間とする。

第2章 計画の策定

(実行計画策定委員会)

第4条 計画を策定するために、龍ヶ崎地方衛生組合地球温暖化防止実行計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第5条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の決定に関すること。
- (2) 計画の実施状況の評価に関すること。
- (3) 計画の実施状況の公表に関すること。
- (4) 計画の改善に関すること。
- (5) 委員会に付すべき事項の調整
- (6) 専門的な事項の調査及び研究
- (7) その他計画に関して必要な事項

(組織)

第6条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、事務局長をもって充てる。

3 副委員長は、総務課財務係長をもって充てる。

4 委員は、各課から若干名の推薦をもって充てる。

尚、委員は、実行計画策定期間中は代わらないものとする。

(委員長の職務等)

第7条 委員長は、委員会の事務を総務し、委員会の会議(以下「会議」という。)の議長となる。

2 委員長に事故あるとき又は欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第8条 会議は、委員長が召集し、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(事務局)

第9条 事務局は、龍ヶ崎地方衛生組合総務課財務係内に置く。

第3章 計画の推進

(総括責任者の配置)

第10条 計画を円滑に推進するため、龍ヶ崎地方衛生組合実行計画総括責任者(以下「総括責任者」という。)を置く。

2 総括責任者は、委員会の副委員長をもって充てる。

(総括責任者の所掌事項)

第11条 総括責任者は、計画に関する次の事項を所掌する。

(1) 計画の点検及び進行管理に関すること。

(2) 職員に対する研修及び情報提供に関すること。

(3) 前2号に定める事項の委員長への報告に関すること。

(推進責任者の配置)

第12条 各課等における計画を円滑に推進するため、龍ヶ崎地方衛生組合計画推進責任者(以下「推進責任者」という。)を置く。

2 推進責任者は、各課等の長をもって充てる。

(推進責任者の所掌事項)

第13条 推進責任者は、次の事項を所掌する。

(1) 各課等における計画の点検及び推進管理に関すること。

(2) 各課等における計画の実施状況の評価に関すること。

(3) 前2号に定める事項の総括責任者への報告に関すること。

(推進員の配置)

第14条 各課等における計画を円滑に推進するため、龍ヶ崎地方衛生組合計画推進員（以下「推進員」という。）を置く。

2 推進員は、各課等の課長補佐等をもって充てる。

(推進員の所掌事項)

第15条 推進員は、次の事項を所掌する。

(1) 各課等における計画の推進に関すること。

(2) 各課等における計画の点検の実施に関すること。

(3) 前2号に定める事項に関する所属職員からの意見の聴取及び改善の提案等に関すること。

(報告)

第16号 推進責任者は、第11条第3号の規定に基づき、同条第1号及び第2号に関する事項を統括責任者に報告しなければならない。

2 統括責任者は、前項の規程に基づく推進責任者からの報告を踏まえ、その結果に付いて、委員会に報告しなければならない。

(計画の評価)

第17条 委員会は、前条第2項に基づく統括責任者からの報告に基づき、計画の実施状況について、評価を行うものとする。

(評価の公表)

第18条 委員会は、前条の規定による評価の結果を広く圏域住民に公表するものとする。

(計画の見直し)

第19条 委員会は、第17条の規定による評価の結果を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行うものとする。

(補足)

第20条 この要領に定めるもののほか、計画の策定及び推進等に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

付 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。